

# 新型コロナウイルス感染症

## 感染拡大防止に関する情報などについて

### 新型コロナワクチン追加接種について

令和3年12月17日、厚生労働省より医療従事者や高齢者施設等の入所者など一部の対象者は、2回目の接種終了から8か月以上の経過を待たずに3回目の接種ができるという方針が出されました。

#### 接種対象者・回数について

2回目のワクチン接種日から原則8か月以上経過した18歳以上の方を対象に、1回の追加接種を行います。

#### 【8か月後の考え方】

例) 令和3年7月22日に2回目接種を完了した方

⇒ 令和4年3月22日から接種可能

※接種日時点で18歳以上の方が対象です

#### 8か月以上の経過を待たずに追加接種できる方

【2回目接種から6か月以上の間隔をおいて接種可能な方】

- ◆医療従事者
- ◆高齢者施設等の入所者および従事者

【2回目接種から7か月以上の間隔をおいて接種が可能な方】

- ◆高齢者（65歳以上の方）：昭和32年4月1日以前に生まれた方

#### 接種するワクチンについて

1・2回目に接種したワクチンの種類にかかわらず、mRNAワクチン（ファイザー社ワクチンまたは武田・モデルナ社ワクチン）を接種します。

接種日によりワクチンが異なりますので、ご了承ください。

#### 接種券（接種券一体型予診票）について

1・2回目の接種では接種券（シール）と予診票にわかれていましたが、3回目接種では接種券と予診票が一体となったものを使用します。

紛失した場合、再発行が必要となりますので、大切に保管してください。

#### 接種券の発送について

- ◆2回目の接種日によって3回目接種券の届く時期が異なります。接種日は指定させていただきます。指定日に接種できない場合は必ず連絡ください。
- ◆接種券は佐井村に住民票がある2回接種済みの方を対象に、住民票の住所にお送りします。
- ◆2回接種完了後に佐井村に転入された方に、接種券が届かない場合があります。1・2回目の接種済証を準備して役場担当者までご連絡ください。

#### 住所地外接種届について

1・2回目の接種同様、佐井村以外に住民票があり佐井村で接種を希望する場合は、佐井村へ住所地外接種届の提出が必要です。

また、佐井村に住民票があり福浦・牛滝へき地診療所または大間病院以外での医療機関で接種を希望する場合は、接種する医療機関の住所地への届出が必要です。

### PCR検査キットの配布対象者を拡大しました

全国的に新型コロナウイルスの感染が急拡大しています。青森県内でも1月から感染者が増加し、クラスターの発生やオミクロン株の感染が報告されています。これから大事な受験を控えている中学生・高校生のみなさんは、移動に伴う感染への不安を抱えていることと思います。

そこで、令和4年3月31日までの間、**県内の高校・大学などを受験される方、やむを得ない事情で感染拡大地域へ移動される方、感染拡大地域から帰省される方**を対象にPCR検査キットを無料で配布します。対象者など詳細につきましては、お問合せください。

また、検査キットを希望日に配布できない場合がありますので、余裕を持って申し込みください。

【お問合せ】福祉健康課 健康推進係 担当：松谷